

## 久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱（案）

### （趣旨）

第1条 久留米市北野地域、城島地域及び三潞地域における光ファイバ未整備地域の解消のため、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者（以下「事業者」という。）に対し、久留米市光ファイバ整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、久留米市補助金等交付規則（昭和50年3月31日久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において久留米市光ファイバ整備事業（以下「事業」という。）とは、久留米市内において光ファイバ等の超高速通信基盤が未整備である北野地域、城島地域及び三潞地域において、事業者が行う高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する事業をいう。

### （補助対象経費）

第3条 事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国の所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）に係る補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付対象となる経費と同一とする。

### （補助額）

第4条 補助額は、補助対象経費の額を基準として、予算の範囲内で市長が定める。

### （補助対象事業者）

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 久留米市光ファイバ整備事業における事業者選定実施要項（以下「実施要項」という。）に基づく公募により、事業を実施する事業者として選定されていること。
- (2) 国庫補助金の交付の決定を受けていること。

### （補助金の交付申請）

第6条 補助対象事業者が補助金の交付の申請をする際は、国庫補助金の交付の決定を受けた後、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる

書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国庫補助金の交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額という。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第 7 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し）

第 8 条 市長は、前条において補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、第 5 条に該当しなかった若しくはしなくなった場合又は次に掲げる場合には、前条の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、国庫補助金の交付決定の取り消しを受けた場合。
- (2) 実施要綱に定める参加資格の要件を満たさない又は満たさなくなった場合。

（着手届け）

第 9 条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、久留米市光ファイバ整備事業着手届（第 3 号様式）により市長にその旨を届け出なければならない。

（変更等の承認）

第 10 条 補助事業者は、事業の内容等について次に定める変更の事由が生じたときは、久留米市光ファイバ整備事業費補助金等変更申請書（第 4 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容の変更

ただし、目的達成のための手段（事業）に変更がない場合、単に実施時期を変更したにすぎない場合（期間の延長は除く。）は、市長の承認は必要ないものとする。

(2) 事業に要する経費の増減

ただし、内容や目的に変更がなく当初決定額の範囲内でその額（減額した額）が決定した額の一割を超えない場合は、市長の承認は必要ないものとする。

2 前項の規定による変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更概要書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の承認は、久留米市光ファイバ整備事業費補助金等変更交付決定通知書（第5号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(事業の遂行等の命令)

第13条 市長は、事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他市長の命令若しくは指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合において、市長は、当該補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を市長の指定する期日までに執らないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに久留米市光ファイバ整備事業完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項の規定により消費税仕入控除税額を減額しないで交付申請を行った者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告し、同項の実績報告をした後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額（消費税仕入控除税額を減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分）を消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて当該消費税仕入控除税額を返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第15条 市長は、事業の完了に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すべきものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、久留米市光ファイバ整備事業費補助金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、久留米市光ファイバ整備事業費補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （事業の経理）

第17条 補助事業者は、事業の経理についてその収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加させた財産のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付申請書

久留米市光ファイバ整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）の交付決定通知書の写し

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

久留米市長 印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった久留米市光ファイバ整備事業費補助金については、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件  
久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

久留米市光ファイバ整備事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった久留米市光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、下記のとおり着手します。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 事業完了予定年月日
- 3 事業担当者  
(事業者名)  
(担当者職名)  
(担当者氏名)  
(連絡先)



第4号様式（第10条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金等変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった久留米市光ファイバ整備事業を下記のとおり変更したいので、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類  
事業変更概要書

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

久留米市長 印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金等の変更については、申請のとおり承認し、補助金等の額は下記のとおり変更決定します。

記

1 事業名

2 事業費 変更前 金 円  
変更後 金 円

3 交付決定額 変更前 金 円  
変更後 金 円

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

久留米市光ファイバ整備事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった久留米市光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、事業が完了しましたので、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、別紙資料を添えて報告します。

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

消費税の額の確定に伴う報告書

久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額	円
3 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3-2）	円

注 別紙として積算の内訳を添付すること。

第 8 号様式（第 15 条関係）

第 号  
年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった久留米市光ファイバ整備事業費補助金について  
下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

第9号様式（第16条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

久留米市光ファイバ整備事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく久留米市光ファイバ整備事業費補助金を交付くださるよう、久留米市光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第16条の規定より下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号

銀行 本店・支店  
普通・当座 号  
フリガナ  
口座名義人